

自立支援医療(育成医療)自己負担限度額表

階層区分		自己負担上限額(円)	
		「重度かつ継続」に該当しない場合	「重度かつ継続」に該当する場合
生活保護世帯		0	0
市町村民税 非課税	受診者の保護者の収入が82万6千5百円以下の場合(※1)	2, 500	2, 500
	受診者の保護者の収入が82万6千5百円超える場合(※1)	5, 000	5, 000
市町村民税 課税	「世帯」に属する者の市町村民税所得割合計額3万3千円未満の場合	5, 000	5, 000
	3万3千円≦「世帯」に属する者の市町村民税所得割合計額3万3千円以上23万5千円未満の場合	10, 000	10, 000
	「世帯」に属する者の市町村民税所得割合計額23万5千円以上の場合	対象外	20, 000

- 備考1 「受診者の保護者の収入」又は「市町村民税所得割合計額」は、育成医療のあった月の属する年の前年(育成医療のあった月が1月から6月までの場合は前々年)のものとする。
- 2 「受診者の保護者の収入」は、保護者の収入の合計額ではなく、いずれもが該当するかどうかで判断する。